

## 「写真を撮るだけ3日で3万」などと広告を掲載して 情報商材(\*)を販売する事業者にご注意ください

都は消費者庁と合同で、「あなたの写真が今すぐお金に変わる」「3日以内に3万円」などの広告を掲載している事業者の調査を行いました。

調査の結果、「株式会社アイデア」（以下、「アイデア」という。）が不適正な取引行為を行っているため、東京都消費生活条例第27条の規定に基づき、消費者被害及び拡大を防止するため、調査の経過及び結果を明らかにし、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

(\*)情報商材とは、インターネット等で販売されているお金の儲け方などに関する情報のこと。

### 1. 事業者の概要

- 事業者名 株式会社アイデア
- 代表者 片桐直人
- 所在地 東京都渋谷区広尾  
一丁目7番20号DOTビル2F

\*同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。



### 2. 事業者の勧誘の手口

#### ウソの広告を掲載

事業者は架空の体験談等を掲載する。



興味を持った消費者が事業者にもメール等で連絡

#### 情報商材の申込を誘引

消費者に「カシヤカシヤブック」という2万円の解説書を購入するよう誘引し、メールで電子書籍を送る。

写真で稼ぐ方法の解説書



~~10万円~~ → 2万円!

割引というのはウソ ↗

#### 電話でさらに勧誘

消費者に電話をして、誰でも簡単に稼げるなどと最大150万円の特別コースに入るよう勧誘する。  
架空の人数制限を設定し、消費者をあおる。

特別コース

【目指せ3000万円コース】  
59人実践中(平均3290万)  
★★残り24名★★  
料金:150万円

※詳細は別添のとおり。

簡単に稼げるシステムではない ↗

### — 消費者の方へ —

- ホームページに掲載されている全ての情報が事実とは限りません!

インターネット上には簡単に短時間で大金を稼げる「おいしい話」がたくさんありますが、鵜呑みにせず、冷静に検討しましょう。中には事業者が架空の体験談やテレビ取材、統計データ等を掲載し、消費者を信用させようとするものがありますので、注意しましょう。

- 困ったときはすぐに相談!

契約内容等に不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター  
☎03-3235-1155

【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課  
電話 03-5388-3073

## 東京都消費生活条例第27条に基づく情報提供

### 1. 事業者の概要

名称	株式会社アイデア(法人番号:90106-01-050574)
代表者	片桐 直人(片桐 尚登(注1))
所在地	東京都港区麻布十番1-2-7 ラフィネ麻布十番701(注1) 東京都渋谷区広尾一丁目7番20号DOTビル2F(注2)
ウェブサイト	<a href="http://idea-idea.co.jp">http://idea-idea.co.jp</a> ほか

(注1) アイデアのウェブサイトに記載されていた内容。

(注2) アイデアの商業登記簿に現在記載されている住所。なお、アイデアの本店所在地は、平成29年8月1日に、東京都江東区亀戸七丁目38番11-806号から移転されている。

(※) 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

### 2. 主な勧誘行為等の特徴

- (1) アイデアは、インターネット上に開設した「カシャカシャビジネス」というウェブサイトや消費者あての電子メール等で、「あなたの写真が、今すぐお金に変わる!」「写真を撮影して、3日以内にお金を稼ぐ方法」「この方法で、月収200万円以上稼いでいる人もいます」「スタート3日以内に3万円稼げる!」「日給5万円(月収150万円)目指せるカシャカシャビジネス」などの広告を掲載し、あたかも写真を撮ってインターネットにアップするだけで簡単にお金が稼げるかのように見せかけて消費者の関心を引く。
- (2) アイデアは、消費者に対し「通常価格10万円のところ、今なら2万円」「お急ぎください!残り枠〇〇名」などと事実ではないことを告げて、「スマホ1台で稼いでいく方法を解説した入門マニュアル カシャカシャブック(電子書籍版)」(以下、「カシャカシャブック」という。)PDFのデータを購入するように誘引する。

消費者が購入を申し込むと、アイデアから、Instagram<sup>1</sup>に消費者が撮影した写真をアップし、フォロワー<sup>2</sup>を増やせば写真が販売できて、誰でも簡単に稼ぐことができることなどを解説した情報商材「カシャカシャブック」をダウンロードするURLが電子メールで送られてくる。
- (3) 「カシャカシャブック」には、「3日間でInstagramのフォロワーを●●人以上集めた方に、現金3万円をプレゼントします。少なくとも2万円でカシャカシャブックをお買い求めされた場合はプラス1万円稼げるということですね!詳しくはカシャカシャビジネスお電話サポートにて確認ください。」「特別コースのご紹介。1万円の利益じゃ物足りない。さらに高い収益を狙いたい方へ。プラス料金7~150万円が発生してしまいますが、Instagramアップ(自動集客ツール)を使用し、徹底したサポートを受けながらカシャカシャビジネスを体験できます。」などと記載されているほか、カシャカシャビジネスで写真を販売するなどしてお金を稼いだという多数の体験談も記載されているため、消費者はカシャカシャビジネス

<sup>1</sup> スマートフォンを用いた画像や動画の共有に特化したSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の1つ。

<sup>2</sup> ツイッターやInstagram等のSNSにおいて、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能設定を利用し、その人の活動を追っている者のこと。

スに参加すれば、簡単に稼ぐことができるのではないかと誤認をし、詳細を聞こうとアイデアの電話予約入力フォームに、電話希望日時を入力する。

- (4) アイデアは、入力フォームに登録した消費者に電話をかけて、「スマホだけで簡単に儲かる」「チャンス逃すんですか。先日加入した人は1か月で45万円とか稼いでますよ」「自分は100万円コースに入っていて何百万円も儲けている」などと、あたかも簡単に高額を稼ぐことができるかのように説明し、7万円から150万円の特別コースに入るよう勧誘する。
- (5) アイデアは、インスタアップ（自動集客ツールアプリケーション）を使用してフォロワーを増やししながら、インスタグラム上に写真をアップすると、インフルエンサー（影響力のある人）として企業からの広告案件を獲得できるなど、あたかも簡単に稼ぐことができるかのように勧誘するが、実際は写真を購入するかどうかは個々の閲覧者の判断であるため、カシヤカシヤビジネスは誰もが簡単に稼げるような仕組みにはなっていない。

### **3. 合同調査の実施**

アイデアの行為により、消費者被害が急速に拡大していることを踏まえ、早期に注意喚起を行う必要があったため、東京都は、消費者庁と協力して消費者安全法及び東京都消費生活条例に基づき、迅速かつ効率的に調査を行った。

### **4. 合同調査によって確認された事実**

[ ]内は東京都消費生活条例施行規則で定めた不適正な取引行為に該当する条項

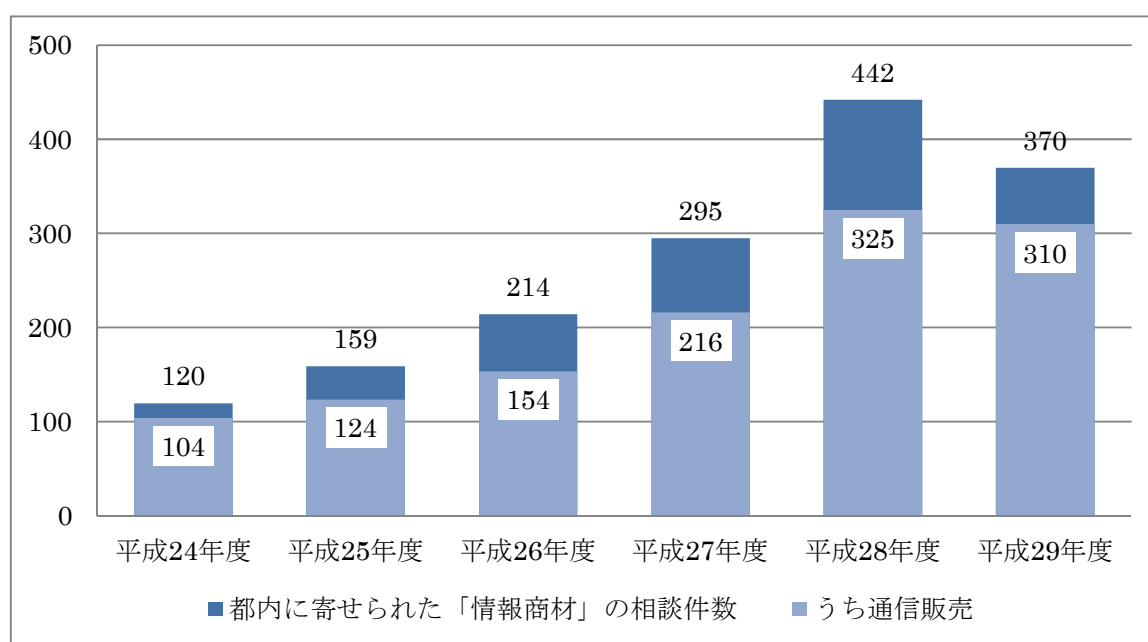
- (1) アイデアのウェブサイトには、実際の活動場所や登記上の所在地とは異なる、「港区麻布十番」のバーチャルオフィス（貸し住所）の住所のみを記載していた。  
[東京都消費生活条例施行規則第6条第7号 事業者住所等の不明示]
- (2) 同ウェブサイトには、「カシヤカシヤブック通常価格10万円→今だけ会員様特別価格2万円」などと記載されていたが、代表者への事情聴取から、アイデアが過去に10万円で販売していた事実はなかった。  
[東京都消費生活条例施行規則第6条第4号 有利誤認を招く表示]
- (3) 同ウェブサイトやカシヤカシヤブックには、「月収200万円以上稼いでいる人もいます」「残り枠〇〇名」や実際に稼げているとする体験談が多数記載されていたが、代表者への事情聴取から、これらの事実はなく、虚偽であることが判明した。  
[東京都消費生活条例施行規則第6条第3号 虚偽の情報の提供]
- (4) アイデアの代表者は、事業を閉鎖する旨を申し立てており、カシヤカシヤビジネスのウェブサイトは平成29年8月31日をもって閉鎖されているが、平成29年10月26日現在、商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされていない。
- (5) インスタグラムを運営するインスタグラム社によると、インスタアップの自動的にフォロワーを増やす機能は、現実の人間によって行われたものであるとの誤った印象を利用者に与えることになり、インスタグラムの利用規約に違反する。また、このような機能をインスタグラム社の許可なしに使用する各ユーザーも、インスタグラムの利用規約に違反するとのこと。
- (6) アイデア以外にも情報商材に関する相談は数多く寄せられており、今後別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高い。

## 5. 都内における本件事業者の相談概要

設立(平成28年10月)後～平成29年10月26日

相談件数	契約者平均年齢	平均契約額
23件	約47.9歳 (26歳～82歳)	約27.4万円 (最高：100万円)

## 6. 都内消費生活センターに寄せられた「情報商材」に関する相談件数



(注) 相談件数は、平成29年10月26日現在。平成29年度の相談件数は速報値であり、今後増加する可能性がある。

## 7. 本件に関連した東京都の注意喚起情報

1	件名	動画で見た「毎月必ず50万円もらえる」話を信じたら…
	URL	<a href="http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/171013.html">http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/171013.html</a>
2	件名	「月100万円儲かる!」「返金保証あり」のはずだったのに!
	URL	<a href="http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/170307.html">http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/170307.html</a>

## 8. 本件についての消費者庁の注意喚起情報

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/)

\*本件は、消費者安全法に基づき消費者庁と合同で調査を実施しました。